

台湾税務および投資法令アップデート

2018年1月

所得税法

外国株主への配当の源泉徴収税率、2018年1月1日より21%へ

財政部が2017年12月29日に台財税字第10604722530号通達を公布し、「各種所得源泉徴収の税率基準」の条文一部が改正されました。非居住者の個人および法人(中国法人を含む)株主(以下、「外国株主」という)への配当または利益の源泉徴収税率が現行の20%から21%へと引き上げられ、2018年1月1日より施行となります。なお、外国株主が台湾の租税協定締結国における居住者である場合は租税協定に定める限度税率を適用するため、改正によって影響を受けることはありません。

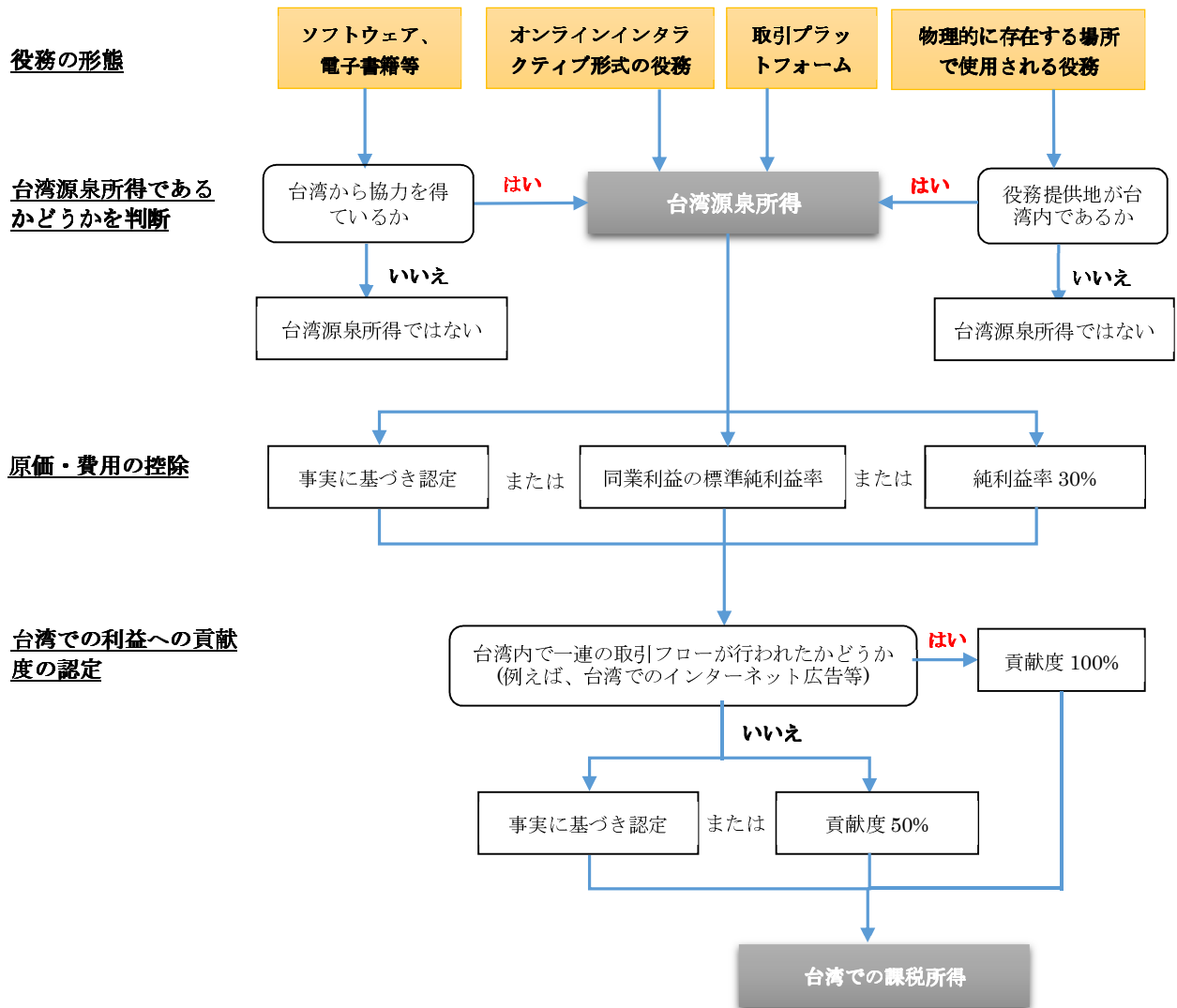
PwC台湾の見解：

源泉徴収税率を間違えた場合は追納のほか、1倍以下の罰金が科せられますので、2018年1月1日以降会社が外国株主に配当を支払う際には新規定に基づき21%で源泉徴収を行うよう留意する必要があります。

所得税法の一部条文の改正案に合わせて今回の「各種所得源泉徴収の税率基準」の改正が行われており、台湾内と外国株主の配当所得による税負担の落差を適正に縮小するのが改正の目的です。

越境EC(国際電子商取引)への法人税課徴に関する新規定

越境ECは、2017年5月より営業登記を申請し営業税を納付することが必要となりましたが、これに続き、財政部は2018年1月2日に台財税字第10604704390号通達を公布し、越境ECへの法人税課徴に関して規定を定め、これに伴い「所得税法第8条の中华民国源泉所得認定原則」第4項、第7項、第10項が改正されました。2017年度より、外国事業者による海外からの台湾内の買受人(個人、営利事業者または機関、団体を含む)への電子役務の販売によって得られる報酬について、まずは役務の形態に基づき台湾源泉所得であるかどうかを判断し、台湾源泉所得であると認められた場合には、関連規定に基づき課税所得を計算して法令により法人税を納付しなければなりません。これを図示すると以下のようになります。



1. 台湾源泉所得であるかどうかを判断

外国事業者が海外から電子役務を販売する際、まずは提供される役務の形態と台湾との経済的関連性に基づき台湾源泉所得であるかどうかを判断します。以下の種類の役務により得られる報酬は台湾源泉所得とみなされます。

	役務の形態	例
1	ソフトウェア、電子書籍等 外国事業者が台湾外で製造し完成した商品をインターネットまたはその他の電子方式で送付し、コンピューターまたはモバイル端末にダウンロードされ保存される電子役務であり、台湾内の個人または営利事業者が参加しその協力を得ることによって提供できる役務(注1)	ソフトウェア、電子書籍
2	オンラインインタラクティブ形式の役務 インターネットまたはその他の電子方式を通じて台湾内の買受人に提供されるタイムリー	オンラインゲーム、オンライン映画・ドラマ、オンラインミ

		で、インタラクティブかつ利便性および連続性のある電子役務	ミュージック、オンラインビデオ、オンライン広告
3	取引プラットフォーム	外国のプラットフォーム業者がインターネット上に設置した、台湾内外の買い手と売り手が取引を行うためのプラットフォーム。買い手と売り手の両方またはいずれか一方が台湾内の個人、営利事業または機関、団体である	アプリプラットフォーム、宿泊予約サイト
4	物理的に存在する場所で使用される役務	外国事業者がインターネットまたはその他の電子方式を通じて販売する、物理的に存在する場所で使用される役務であり、その役務の提供場所または経営場所が台湾内にある場合(注2)	宿泊サービス、レンタカーサービス

注1：台湾内の個人または法人による参加および協力を得ていない場合は、台湾源泉所得とみなされない。

注2：役務の提供場所または経営場所が台湾ではない場合、台湾源泉所得とみなされない。

2. 台湾での課税所得の計算

課税所得 = (台湾源泉所得 - 原価・費用) × 台湾での利益への貢献度

適用する純利益率および貢献度が税務機関により認められた場合の計算式は以下の通りとなります。

課税所得 = 台湾源泉所得(注3) × 純利益率 × 台湾での利益への貢献度

(1) 原価・費用の控除		
1	帳簿、証憑を提示できる場合	収入に基づき実際の実原価・費用を控除して課税所得を計算する
2	帳簿、証憑を提示できないが、契約書、主な営業項目等を提示できる	適用する同業利益の標準純利益率に基づき課税所得を計算する(注4)
3	上記1および2に該当しない場合	税務機関が認定した純利益率30%に基づき課税所得を計算する(注5)

注3：外国のプラットフォーム業者が受け取る代金について、代金の一部をその他の電子役務提供業者に支払う場合は、関連書類(例えば、源泉徴収票)を提示し、利益純額に基づく税額計算を申請できる。

注4：「プラットフォームサービスの提供による電子役務」の経営に該当する場合の純利益率は30%となる。

注5：税務機関の調査で得られた実際の純利益率が上記2および3で認定される純利益率を上回る場合、調査で得られた資料に基づき利益率が認定される。

(2) 台湾での利益への貢献度の認定		
1	国内と国外取引別の貢献度を示す書類を提示できる場合	事実に基づき貢献度を認定
2	一連の取引フローまたは役務提供地および使用地が全て台湾内にある場合(注6)	100%
3	上記1および2に該当しない場合(注7)	50%

注6：例えば、オンライン広告の制作および掲載がともに台湾内にある場合の利益貢献度は100%となる。

注7：ただし、税務機関の調査で得られた実際の台湾での利益貢献度が50%を上回る場合、調査で得られた資料に基づき貢献度が認定される。

3. 税額徴収の方法

源泉徴収	源泉徴収義務者が代金の支払い時に定められた源泉徴収税率に基づき「支払額」から税額を源泉徴収する(注8)
確定申告	外国事業者自らが申告するか、または代理人に委任して所得税申告期限内に申告し納税する

注8：税務機関が認定している純利益率および貢献度に基づき税額を源泉徴収する。

PwC台湾の見解：

下記に該当する営利事業者が越境ECへの法人税課徴に関する新规定により影響を受けることが考えられます。

1. 海外からの台湾内の個人への電子役務の販売において、先般施行された越境ECへの営業税課徴に関する規定に基づき、すでに台湾で営業登記を申請した外国営利事業者
2. 海外からの台湾内の個人への電子役務の販売において、年間売上高が申請基準であるNT\$48万を超えていないため、台湾で営業登記を申請していない外国営利事業者
3. プラットフォームによる電子役務の提供業者ではないが、外国のプラットフォーム業者を通じて台湾内の買受人に電子役務を販売している外国営利事業者
4. 海外からの台湾内の営利事業者または機関、団体への電子役務の販売において、源泉徴収義務者が報酬の支払い時に源泉徴収を行わなければならない収入を受ける外国営利事業者
5. 台湾内の営利事業者または機関、団体が、海外からの電子役務の購入のため、外国の電子役務提供業者の源泉徴収税額を実際に負担している場合の当該外国営利事業者

2017年12月28日より施行された納税者権利保護法、2017年度の1人当たりの基本的生活に必要な費用の控除枠はNT\$16.6万

納税者権利保護法(法令条文のポイントについては、2016年12月号の台湾税務および投資法令アップデートをご参照ください)が2017年12月28日より施行されましたが、同法第4条では、納税者の基本的生活に必要な費用については課税することはできないことを定めています。財政部が納税者権利保護法に基づき権限を委ねられ、2017年12月22日に台財税字第10604676540号通達により、2017年度の1人当たりの基本的生活に必要な費用についてNT\$16.6万と公告しました。

PwC台湾の見解：

配偶者と未成年の子女3人を扶養する納税者(給与所得者)の5人家族を例に用いて、個人所得税の申告・計算を行う際、納税者権利保護法という新规定の適用により費用をより多く控除できるかどうかについて以下のように説明します。

	項目	例1 (標準控除を採用)	例2 (列挙控除を採用)
A	基本生活費総額 (1人当たりNT\$16.6万×5人)	NT\$83万	NT\$83万
b1	免税額 (1人当たりNT\$8.8万×5人)	NT\$44万	NT\$44万
b2	一般控除額(標準または列挙の二者択一)	(標準)NT\$18万	(列挙)NT\$30万
b3	給与所得特別控除額	NT\$12.8万	NT\$12.8万
B (b1+b2+b3)	控除(免税)額の合計	NT\$74.8万	NT\$86.8万
A-B=C	納税者権利保護法の適用により個人所得総額から多く控除できる金額	NT\$8.2万 (NT\$83万-NT\$74.8万)	0 (NT\$83万< NT\$86.8万)

説明：例1の場合、公告された2017年度の1人当たりの基本的生活に必要な費用であるNT\$16.6万に納税者、その配偶者および控除対象扶養親族の人数を乗算して計算した基本的生活に必要な費用の総額は(A)(NT\$16.6万×5人=NT\$83万)、納税者の申告する全ての免税額(b1)と一般控除額(b2)および給与所得特別控除額(b3)の合計金額は(B)(NT\$74.8万)、(A)と(B)の差額は(C)(NT\$83万-NT\$74.8万=NT\$8.2万)となりますが、例1の標準控除の場合は、納税者権利保護法による「基本生活費総額」(A)を採用したほうがより多く控除できるということになります。

結論：2017年度の個人所得税の申告時、個人所得総額から「基本生活費総額」(A)または「全ての免税額と一般控除額および給与所得特別控除額の合計」(B)のうち金額の大きいほうを選択して控除できることとなります。納税者は有利な控除方法を選択するよう留意する必要があります。

会社法

会社による贈与の適法性について

経済部は2017年11月30日に経商字第10602426840号通達を公布し以下のように説明をしています。

- 一、 近年、企業の社会的責任の推進はすでに国際的な潮流と動向となっているが、会社が利益追求のほかに社会的価値も顧みるのは会社法の精神に合致するので、**会社による他人への贈与は、法により許されないものではない。**
- 二、 会社法第185条第1項第2款によれば、会社が営業または財産の全部または主要部分を譲渡する場合は、株主総会の特別決議を経ることが必要である(すなわち、発行済株式総数の3分の2以上を代表する株主が出席する株主総会において、出席株主の議決権の過半数の同意をもってこれを行う)。
- 三、 上記の「譲渡」とは、無償行為となる贈与も含まれる。したがって、株式会社(股份有限公司)が営業または財産の全部または主要部分を譲渡する際、株主総会の特別決議を経ることが必要である。
- 四、 上記の第185条第1項第2款の譲渡に該当しない場合は、取締役会が決議してこれを行う(会社法第202条)。なお、会社による贈与が債権者に不利となる場合、債権者自らが民法に基づき取消権を行使することができる。
- 五、 経済部による1983年6月27日付経(72)商字第24836号通達、1987年7月10日付経(76)商字第33686号通達、1991年4月24日付経(80)商字第208931号通達および2003年10月20日付商字第09200600580号通達は前記の説明と合致しないため、今後適用しない。

PwC台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
http://www.pwc.tw/ja.html			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2018 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.